

特定非営利活動法人 白百合の会 伊勢佐木町保育園 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 白百合の会 伊勢佐木町保育園（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、これから社会を担う就学前の子ども達に対して、心身共に健やかな育ちを求め、一人ひとりの子どもの心と伸びようとする力を大切にし、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（1）子どもの健全育成図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

（1）保育事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の1種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正社員 本会の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員として本会に入会しようとする者は、その旨を記載した入会申

し込み書を理事長に提出し、会員となる。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本会の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に大会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の義務)

第12条 会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及び他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第14条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。理事長のほかに2人以内の副

理事長をおくことができる。

(役員の選任等)

第15条 理事は理事会で選任し、監事は総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が駆けたときには、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (4) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第17条 役員の任期は 2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現認者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた

ときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 19 条 役員は次のいずれかに該当するときには、理事の解任は理事会の議決により、監事の解任は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてのふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 監事の選任又は解任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議長が緊急をようするもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があつた場合にはこの限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に定めがあるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

- 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由の為 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条（前条第 1 項ただし書きを除く。）、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、

総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任等に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要とみとめたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号のきていにより、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会の議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上同意があった場合にはこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条（前条第1項ただし書きを除く。）及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 本会の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(弾力条項)

第 46 条 第 43 条の規定にかかわらず、業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収益に相当する金額を、その業務のために必要な経費に使用することができる。この場合、理事長は遅滞なく本会の掲示場にその旨を掲示するとともに、次の総会においてこの規定の適用を行った旨を報告する。

(事業報告及び活動決算)

第 47 条 本会の事業報告及び活動決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 か月以内に総会の承認をえなければならない。

(事業年度)

第 48 条 本会の、事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 本会が定款をかえようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、正会員総数

の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証をえなければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員をおく。
- 3 事務局長及び事務局員の任命は理事会の議決を経て理事長が行う。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	白井 久子
副理事長	澤田 工子
理 事	山本 喜一郎
理 事	高松 正子
理 事	齋藤 ひとみ
監 事	齋藤 なつえ

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	0 円
	年間費	1,000 円

附則

この定款は、平成 29 年 5 月 13 日から施行する。